

9. 国道と郷の駐車場とのアクセスについて

(1) 国道事務所との協議の経緯

米本側に現在あるふるさとステーションへの国道 16 号からの進入は、国道に信号が設けられているため、千葉方面からも柏方面からも進入しやすくなっているおり、集客が図れるひとつの要素となっている。

一方、島田地区は国道 16 号と高低差があり、国道に沿って地区に下る側道が設けられているが、一旦既設市道に出てから逆戻りするような形で中核施設の駐車場まで行かなければならず、現在のままでは直接駐車場には入ることができない。特に柏方面から入る場合は、既設市道に出た後、国道 16 号下をくぐる幅 4.0m、高さ 4.0m のボックスカルバートを通り駐車場まで行かねばならない。

このような状況から、地元受益者からはこのアクセスの悪さが中核施設への集客に影響するのではないかと危惧されており、直接国道 16 号より進入できないかどうか検討してほしいとの要望があった。

国道 16 号に交差点を設け、駐車場まで進入する道路を新設する案、進入路を設け千葉方面からは直接進入できる案などを作成し、千葉国道工事事務所と協議を行ってきたが、最終的には両者共新設することは困難であるとの結果となった。

(2) 国道事務所との協議結果

千葉国道事務所との協議日時は以下のとおりである。

- ①平成16年10月30日：千葉国道事務所 船橋出張所
- ②平成16年11月10日：千葉国道事務所
- ③平成16年12月22日：千葉国道事務所
- ④平成17年 2月 7日：千葉国道事務所

協議内容

①平成16年10月30日：千葉国道事務所 船橋出張所

- ・国道16号沿いの側道用地等の占用についての確認：

平成13年度に耕作道路として国道用地を占用する協議を数回進めてきたが最終協議が整っていないこと、また、現計画では耕作道路ではなく市道認定をかける予定で当時とは計画が異なってくるため、占用できるかどうかの再確認をする協議を行った。

次回、千葉国道事務所を含めて協議を行うことになった。

②平成16年11月10日：千葉国道事務所

- ・「道の駅」（ふるさとステーション）の島田側への拡充について
道の駅の拡充を対岸のほ場整備事業（陸東部1期地区）区域内の非農用地内で計画しているが、現在の道の駅との連絡及び国道16号からのアクセスについて以下の3項目について協議を行った。
 - a) 八千代橋の歩道拡幅が可能か：八千代橋の歩道幅員は1.8mと狭いので、拡幅できないか → 現段階では橋の構造を変え歩道を拡幅するのは橋の構造上の問題で困難である。
 - b) 国道16号から交差点により駐車場へ進入する案：現在地区内に進入するには国道16号の側道から既存市道にて逆戻りするような形となっており、地区内へのアクセスとしては既存の道の駅に比べ悪いことから、国道16号に交差点を設け地区内へ直接進入する道路を設けられないか。 → 具体的な交差点形状を示す図がないと協議できない。図を作成し再度協議を行うこととする。
 - c) 新しい橋梁の設置：新たな橋梁はその目的と必要性を明確にしないと国で作ることは困難である。
- ・基盤整備事業に関する事項
国道脇の国道用地を一部占用し、将来的に市道認定し市管理としたい。また、道路下に用水管及び排水管を埋設したい。 → 占用するのは可能。埋設管については国、県、市で管理協定書を交わす必要がある。
- ・国道16号側道下の交差部分に関する事項
国道16号より下る側道と既存市道及び新設市道との交差部分について地元からは五差路とし、地区内へ進入しやすいようにしてほしいとの要望がある。 → 五差路は危険性もあり困難である。（構造令でも五差路は認められていない。）

③平成16年12月22日：千葉国道事務所

- ・国道16号から地区内へのアクセスについて
地区内へのアクセス案を3案作成し、具体的な図を示し協議を行った。
 - 第1案：国道16号より交差点により地区内へ進入する案 (P. 9-4参照)
 - 第2案：千葉方面からの車だけ直接進入可能とする案 (P. 9-5参照)
 - 第3案：第1, 2案が不可能な場合、国道の側道を利用して进入する案 (P. 9-6, P. 9-7参照)
- 第1案については国道の道路面を切り下げる必要があるため、埋設物があるかどうか確認しなければならない。また、国道16号の縦断計画を検討する必要があり、難しいと考える。費用面でも国では支払えない。
- 第2案については出入り口の位置（橋からの距離を考慮する）、左折レーンの確保、国道との高低差等を検討する。

第3案については国道の側道と交差しなければ警察協議のみとなる。第3案の場合、道路ができた後、通過台数が多くなると想定されるため想定台数、ピーク時の台数を算出してから関係機関と協議を行う必要があるのでは。

④平成17年 2月 7日：千葉国道事務所

- ・前回協議で示した第2案、第3案について協議を行った。

第1案は縦断勾配がとれないため、不可能である。

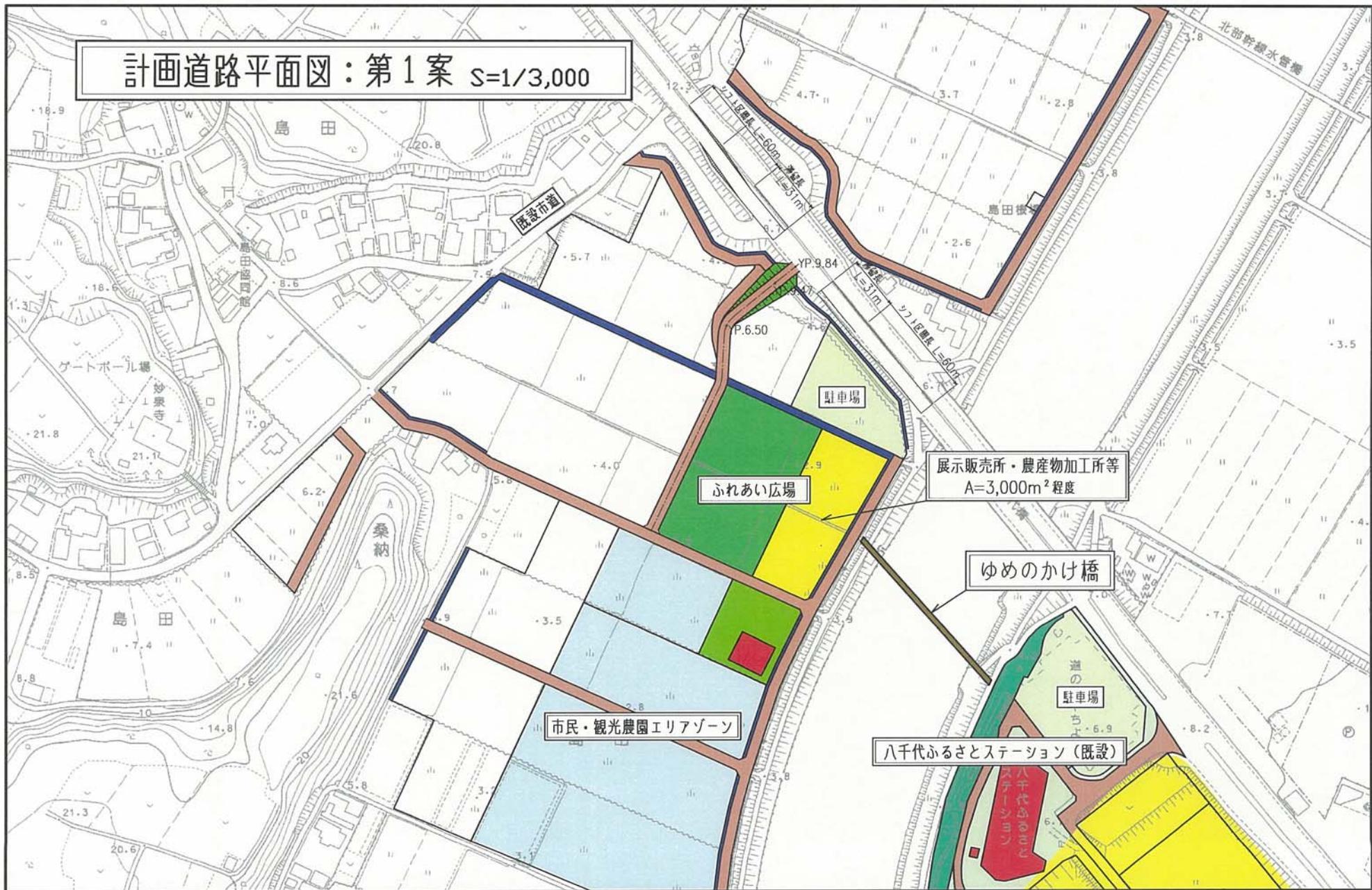
第2案については国道16号の出入り口の歩道を切り下げる必要があるが、水道の本管（Φ500）が歩道下に埋設されており、減速車線を設けると車道下になることから水道管の移設が必要になる。この工事にかかる費用は5千万円～1億円と想定されるので、減速車線を設けず進入路を設置することか可能であるか。→管理者としては国道16号に車両が滞留するのが問題となるため、減速車線を設けた案でも困難であると考える。また、もし水道管を移設するしたら費用は市でもってもらうしかない。

第3案については国道の側道と交差しなければ国道事務所と協議する必要はない。交通量は試算した結果、現在の交通量の1.5倍程度となり、国道16号の渋滞を引き起こすものではない。

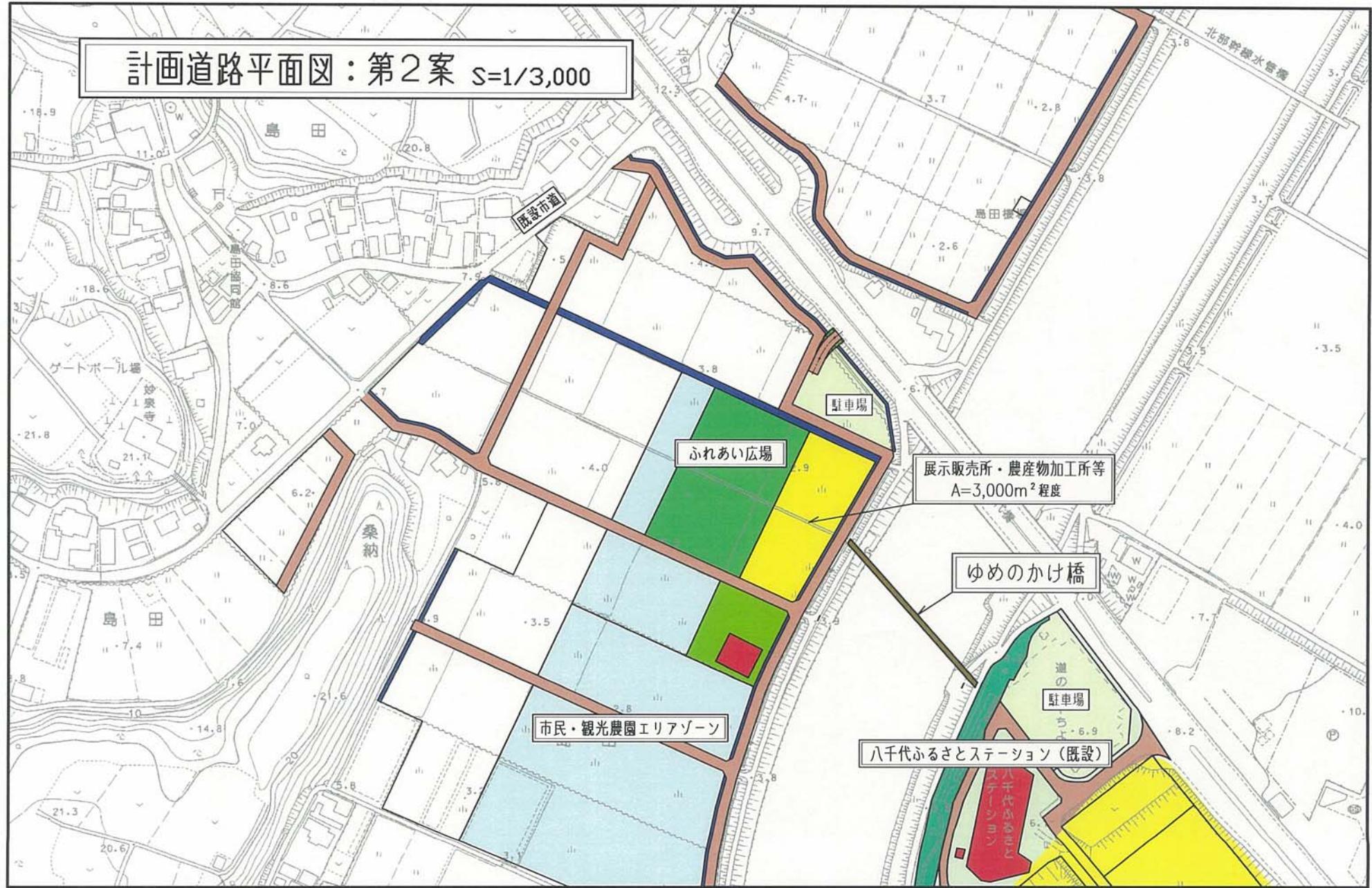
(3) 今後の課題

当初計画どおり、国道の側道及び市道を利用し駐車場まで行く計画となるので、交通の便が悪くなり、一時的に立ち寄る客数は多くは見込めなくなるが、案内板や宣伝効果により、いかに人を呼べるか、また、島田地区の特化やブランド化を図り地元で作る農作物に信頼を得て、固定客やリピーターによる集客ができるかが、今後の課題となってくる。

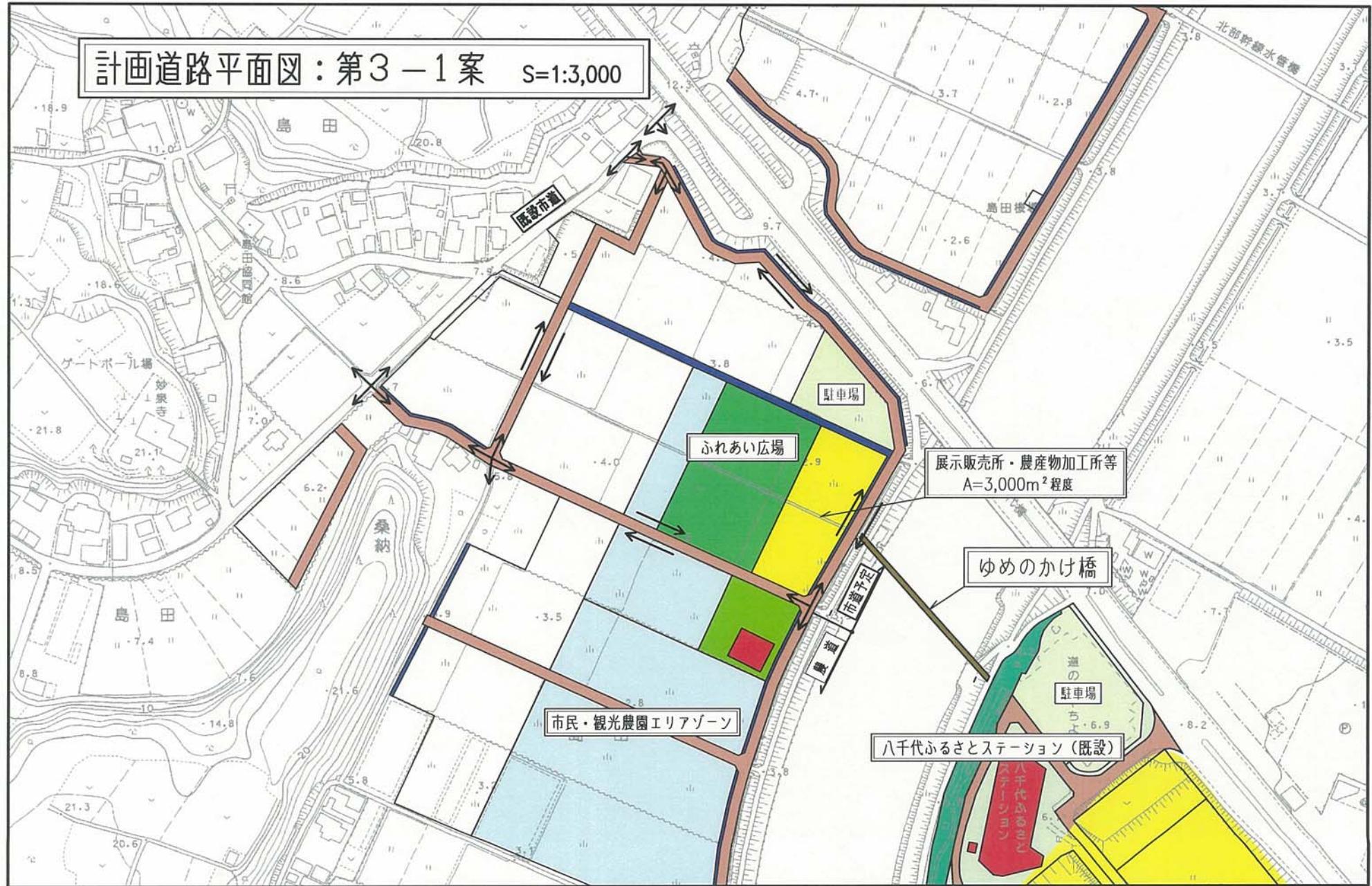
計画道路平面図：第1案 S=1/3,000



計画道路平面図：第2案 S=1/3,000



計画道路平面図：第3－1案 S=1:3,000



計画道路平面図：第3－2案 S=1:3,000

